

学校図書館部会報 69

発行日：2022年3月20日

発行者：日本図書館協会 学校図書館部会（部会長：高橋恵美子）

連絡先：神奈川県相模原市南区上鶴間本町 6-7-3-303 高橋恵美子 気付

Tel:042-743-1449 (fax 共通) E-Mail: gaketobukai@jla.or.jp

INDEX

著作権法学習会 参加報告	中村崇	…… 2
岡山市の学校図書館の状況について	福田果林 武田江美子	…… 9
講演「マンガと学校図書館」 報告	学図研長野支部	…… 12
学校図書館に入れたいマンガ・話題のマンガ	笠川昭治	…… 17
YouTube はじめました一みちねこラジオ	木下 通子	…… 19
部会からのお知らせ	部会幹事会	… 1、20

部会からのお知らせ 追加

◎文部科学省、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定を発表

文部科学省（以下、文科省）は、1月24日、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定を発表した。今回の計画では、単年度480億円、5年間合計で2400億円が「地方財政措置」される。その内訳は、以下のとおりである。

・図書の整備 995億円（単年度199億円）。うち、学校図書館図書標準不足冊数分として195億円（同39億円）、更新冊数分として800億円（同160億円）。

・新聞の配備 190億円（同38億円） ・学校司書の配置 1215億円（同243億円）

図書の整備については、5次にわたる「5か年計画」で学校図書館図書標準の達成率が向上しつつあるものの未だ十分ではなく、また古くなった図書の更新も重要であることを指摘している。

同計画の「概要版」資料では、「学校図書館の現状に関する調査」の分析結果として、学校司書の配置率が高い都道府県は図書標準達成率、図書の選定基準・廃棄基準の策定率、新聞配備率が高く、図書高入札数が多い傾向にあることをあげ、今計画では小中学校のおおむね1.3校に一名配置することを目標とする旨記されている。詳しくは、文科省ホームページをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/mext_01751.html#%E8%A8%88%E7%94%BB%E3%81%AE%E5%86%85%E5%AE%B9

◎文部科学省、「令和2年度 学校図書館の現状に関する調査」結果の一部修正を発表

文部科学省（以下、文科省）は、1月24日、「令和2年度 学校図書館の現状に関する調査」結果の一部修正を発表した。修正されたのは中学と高校の司書教諭発令数や発令率で、いずれも0.1%程度の微修正である。詳しくは、文科省ホームページをご覧ください。

https://www.mext.go.jp/content/20220124-mxt_chisui01-000016869-3.pdf

著作権法学習会 参加報告

「学校図書館と専門図書館 コピーはとれない？」

－著作権法第 31 条の「図書館等」に含まれるために－

副部会長 中村崇

2022 年 2 月 19 日（土） 9：30-12：00

オンライン 参加者 153 人

著作権法（以下、「法」と記す）は、2018 年（2 回）、2020 年、2021 年と、4 年間で 4 回も改正された。特に 2021 年改正にむけての政府の審議会の議論のなかでは、学校図書館にも法 31 条適用を求める（公共図書館同様に複写ができるようにする）意見が出ていたが、残念ながら、学校図書館関係団体の意見が一致せず、実現しなかった。

頻繁な改正の要点を学ぶことと、学校図書館への 31 条適用に向けて現場の関心を喚起することを目的として、昨年 6 月の学習会に続き、今回の学習会が開催されることとなった。

今回は、JLA 学校図書館部会、JLA 専門図書館部会、専門図書館協議会著作権委員会の共催での開催である。

はじめに、学校図書館・専門図書館の各団体から、それぞれの課題や、法改正の検討段階当時の活動等を報告して頂き、最後に、文化庁の関係会議で法改正の議論にも関わってきた福井健策氏にご講演頂いた。

以下にその内容を報告するが、この記事は当日の講演を聴きながらのメモやその後執筆者自身が補足的に調べた情報によるものであり、報告者・講演者の監修を受けているわけではない。間違いがあった場合は、執筆者の責任である。もし間違いがあればご教授頂きたい。次号で訂正したいと考えている。

福井氏の講演にあるとおり、この間の改正は、情報通信手段の発展に対応して、著作物の利活用をしやすいようにし、その代わり権利者への補償制度を整える方向で考えられてきた。この流れの中で学校図書館への 31 条適用が見送られたのは好機を逃した感があるが、今後もあきらめずに取り組むべきであろう。

なお、この学習会には 207 名の参加申込みがあり、当日は 153 名にご参加頂いた。関心を向けて下さった皆様に感謝したい。福井氏の講演は大変わかりやすく、図書館について深く理解された上で関連する項目に焦点を絞った内容で、開催後のアンケートでも大変好評であった。追加の質問なども寄せられており、今後もさらなる取り組みを考えたいと思う。

1 学校図書館問題研究会からの報告

学校図書館問題研究会事務局長 林貴子氏

林氏からは、2020年に文化審議会「図書館関係の権利制限規定のあり方に関するワーキングチーム」で法改正が議論された際の、学校図書館問題研究会の動きが報告された。

まず、9月26日に「著作権法第31条における「図書館等」に学校図書館を加えることについて（要望）」を提出し、さらにその後、法31条に該当しないために実際に生じている問題事例を会員から集約し文書にまとめて、10月20日付で提出した。これらは、法改正を検討するワーキングチームに参考資料として配布された。また、その後実施されたパブリックコメントでも、要望書と同内容で意見を提出している。法35条では、授業にかかわる内容については授業担当者とその補助者と児童生徒のみコピーが取れるが、学校図書館はできないこと、学齢が上がるにつれて授業を離れての調査研究のニーズが増える傾向があり、また小学校でも授業以外の興味関心を深める活動があるので、校種を問わず法31条適用が必要であることなどを説明した。

最終的には、学校図書館への法31条適用に反対する団体もあり、今回の改正では実現しなかったが、審議会の報告書では、以下のような結論として記述された。

「とりわけ、小・中・高の学校図書館を法第31条の対象となる「図書館等」に追加することについては、昨今、アクティブラーニングなど従来の授業の枠にとらわれない児童生徒等の主体的な学習が重視されるとともに、オンラインでの教育・指導等が普及する中で、図書館における各種サービスへのニーズも高まっていると考えられるところ、本ワーキングチームの議論においても追加すべきとの意見が大勢であった。これを踏まえ、政府においては、現在、関係団体間で行われている協議の状況をみながら、学校図書館に期待される役割等を十分に勘案の上、早急に適切な対応がなされることを期待する。」(2020年11月13日付「図書館関係の権利制限規定の見直し(デジタル・ネットワーク対応)に関する報告書」p22より抜粋)

最後に、今後の課題として、以下の三点を指摘した。

- (1) 当事者間の調整。
- (2) 著作権法施行令の定めるところ、複製が認められる図書館等には、職員についての要件（司書資格、指定の著作権講習を受けた者など）がある。司書教諭には司書資格を持たない人も多く、また、学校司書も資格を問わない雇用もある。これらをどうするか。
- (3) 現場の条件整備。複写のガイドライン作成や、ハード面の整備（コピー機・ネットおよび ICT 環境など）。

2 専門図書館協議会著作権委員会からの報告

専門図書館協議会著作権委員会委員長 永井昌史氏

まず、専門図書館とは何かの説明があり、著作権法施行令「1条の3」（31条が適用される図書館を定める規定）の第1号から第6号まですべてに該当する専門図書館があるなど、多種多様な館・所蔵資料があることが紹介された。また、専門図書館協議会（以下、「専図協」と記す）についての紹介もあり、専図協著作権委員会では『専門図書館と著作権 Q&A』（2018 法改正までに対応）を製作・発行していることも紹介された。この本は、専門図書館を念頭に製作されているが、学校図書館でも参考になる部分も多いことも紹介された。

「1条の3」の1号～5号に該当しない場合でも、第6号に基づいて文化庁長官の指定を受ければ31条適用が受けられるが、指定の要件を満たして申請しても実際には受けられないこともあり、また、専図協著作権委員会で過去の事例を収集しても指定の判定条件が明確には読み取れず、第6号による指定の拡大が課題である。

専図協著作権委員会では、ホームページで著作権についての質問も受け付けている。

3 講演「80分で学ぶ 図書館・利用教育と著作権」

弁護士 福井健策氏

◎作品利用と著作権

最初に、福井氏作成の早わかり表をもとに、利用の種類（複製、上演、ネット配信など）と著作権の種類ごとの許諾の要不要が解説された。

無断利用できないのは、「複製権」「上演権・演奏権」「上映権」「公衆送信権」「展示権」「譲渡権」「貸与権」「翻訳権・翻案権」「二次的著作物の利用権」など法に著作権者の権利として定められている場合である。

これらの権利は、著作物の内容ではなく形式で判定される。例えば、文字をタブレットに表示するのは「上映」にあたる。上映といっても、映画などに限らない。

要素に分解することも必要で、映像作品のなかにも、脚本が別の著作物としてあり、音楽も別の著作物としてある、ということになる。スマホで音楽を再生して不特定多数を対象に流すような場合は、「上演権・演奏権」の対象になる。

SNSも公衆送信権の対象である。メールマガジンも、多数に送信すればこれに該当する。

展示権は、オリジナルのものについては、著作権者に展示権（展示を許可または禁止する権利）がある。しかし複製物については展示権は及ばない。例えば、ポスターや雑誌やコミックは、「複製物」なので、展示するための許可は不要である。

「譲渡権」（譲渡を許可または禁止する権利）については、一度正規に流通し入手されたものは、譲渡権は及ばないという規定がある。限定グッズでも、正規流通なのであれば譲渡権はない。しかし、非売品やサンプル品は正規流通ではないので、ネット上での販売出品等に出すことはできない。転売禁止の条件が明示されている場合は、譲渡権侵害にはならないが、詐欺に該当してしまう場合があると考えられる。

「翻訳権・翻案権」は、パロディの制作・同人誌やコスプレなどが関連する。厳密に言えば、翻案権侵害にあたるものが少なくないと考えられるが、実際には「寛容的利用」な扱いとなっている実態もある。

◎許可のいない例外

逆に、許可なく利用できる例外は、「私的な複製(30条)」「軽微な写りこみ (30条の2)」「図書館等での資料のデジタル化等(31条)」「引用 (32条)」「授業での利用(35条)」「視聴覚障害者等のための複製等 (37条、同2)」「非営利の演奏・上演・上映・口述等(38条1項)」「非営利の貸与(38

条4項5項)」「美術・写真の展示に伴う複製等(47条)」「書籍検索のような「所在検索サービス」やそのためのデータベース化等(47条の5)」等の、著作権法に例外規定が定められている場合である。下線部は2018年以降に範囲が拡張されたものであり、他にも、「私的な複製」の対象が全著作物に拡大、「授業での利用」について公衆送信も可能になるなどの改正(後述)が行われている。

軽微で付随的な写りこみがOKになった。著作権に厳しい某遊園地で記念写真を撮ったところ背景に某キャラクターが映り込んでしまったような場合が該当する。従来は「分離が困難な場合」に限られていたが、この要件は削除された。音声も該当する。テレビの音声が入り込むなどが該当する。

「引用」についての注意点は、判例から考えると、以下のようになる。まず「公表作品」であること。手紙やメールやスナップ写真は未公表作品なので、著作権者が許可しないと不可。次に引用部分と自己の主張や記述とが明瞭に区別されていること。そして、自己の主張が主で、引用は補足の説明の範囲であること。内容的にも、分量的にもその範囲であること。また、改変しないこと。出典をできる限り近くに記載すること。美術品なら所増館、文献なら出版社まで記載するのが望ましい。これは検証のためである。巻末に引用一覧で示すことは、違法とまでは言えないが望ましくない。記載は条件なのかについては議論があるが、条件と考えたほうが安全。記載がないだけで負けた裁判例もある。なお、図版や楽譜は引用できないという誤解があるが、法はそういう制限は定めていない。

書影の掲載も「引用」の一形態と考えられる。ただし、書籍の場合、主は本の内容の評論で、書影はイラストレーターの作品だから、評論の内容と関係のない作品ではないかという議論もあるが、裁判例はない。この点は専門家の議論も希薄。寛容的利用の考え方にあたる範囲ではないかとも考えられる。訴えられたという話は聞かない。

「非営利の演奏・上演」に関連して、ではオンライン読みきかせはどうか。オンライン発信は「公衆送信権」の対象となるので、(後述の法35条によるもの以外では)許可が必要となる。

「非営利の貸与」について。映画の著作物は不可。本の付属物ではあっても、法律は著作物の種類でしか規定していないので、流通形態入手経路は問わず、映画の著作物(動画)であれば不可になる。

「美術・写真の展示に伴う複製」について。原作品の展示者は、観覧者のための解説や、紹介のために、複製・上演・自動公衆送信ができるようになった。

◎図書館アーカイブ規定の到達点

この間、図書館アーカイブのための改正が行われてきた。法31条に該当する図書館であれば、原本類や絶版等入手困難資料は、保存のために良好な状態でも複製やデジタル化が可能になった。従来は原本劣化の場合に限られていたが、2015年の文化審議会で、原本の劣化が始まってからでは遅いので、良好な状態のものでも複製できるという「理解の統一」が行われた。また、媒体が旧式化した場合のメディアの変換もできると確認された。ただし、学校図書館や多くの専門図書館、病院図書館は31条に該当しない。該当するようになれば、これらが可能になる。

端末等での館内閲覧は「上映」にあたるものの、これも許諾なくできることになった。それによって、絶版等入手困難な資料については、国立国会図書館から他の図書館等が配信を受け、それを

図書館内で利用者が端末上で閲覧することもできるようになった。2022年2月現在、国立国会図書館の資料のうち153万点がデジタル化しており、全国1341館で受信して閲覧ができる。調査研究目的であれば、その一部をプリント（複写）もできる。従来は、図書館まで行かなければいけなかった。2021年の法改正で、利用者に直接送信が可能になる（後述）。また、マンガと雑誌は、権利者の反対があり、対象から除かれている。このほか、JASRACのような管理事業者が管理していると対象外。出版計画や著作者の停止要請があれば配信が中止される（オプトアウト）。録音資料や映像資料も「送信は当面保留」となっている。

◎図書館等での複写サービスの現状

法31条適用の図書館では、所蔵資料を、一部分、調査研究目的のため、非理利で、1部、利用者に複写提供でききる。一部分とは、一作品、一記事、一論文、一短歌などの半分以下だが、短歌の半分は意味がないという議論もあり、その場合は「写りこみ」で考えていいのではないか。（執筆者注：『複写物の写り込みに関するガイドライン』（H18.1.1.日本図書館協会・国公私立大学図書館協力委員会・全国公共図書館協議会）でも、権利者団体との協議の結果として、写りこみとして扱って良い旨示している）

発行後相当期間経過した定期刊行物の記事は、丸ごと複写可能である。相当期間とは次号が出るまでである。

図書館においてあるセルフコピー機でのコピーは「私的複製」ではないのか、という疑問があると思うが、現在のガイドライン（執筆者注：『公立図書館における複写サービスガイドライン』（H24.7.6.全国公共図書館協議会））では、たとえ利用者が作業しても、図書館の管理下でコピーしているということで、図書館によるコピーと解されている。従って、31条の「一部分（半分以下）」などの制限がかかるということになっている。

◎2021年の改正

2021年の改正では、図書館関係の権利制限規定が見直された。

絶版等資料については、国立国会図書館から（従来の図書館等に対してだけでなく）利用者に対しても直接にデータ送信ができることになった。ただし、従来図書館への送信で不可とされたものは当面不可となる。そのためマンガは不可となっている。

一定の条件の下で、図書館から利用者個人への、図書館資料の一部分のメール送信もできることになった。従来は紙のコピーでの提供は可だが、メールやファックスは不可だった。条件は、正規の電子出版物の市場を阻害しないこと、データの流出防止措置を講じることなど。ただし、この場合は、図書館の設置者が権利者に補償金を支払う必要がある。

◎教育利用と SARTRAS

「授業目的公衆送信補償制度」が新たに制定された。リモート学習にも関連するところである。従来は、無許諾無償で、35条1項での複写や、35条3項での教室で行われている対面授業の映像や使用されている資料を、別の場所へリアルタイムで送信する場合だけが許されていた。しかし、例えば予習復習のために著作物の一部を生徒に送る、というような利用はできなかった。今後は、非営利の教育機関であれば、リアルタイム授業以外でも送信できる。また、オンデマンドでの送信や、スタジオ型（教室には生徒がいない録画の送信）も可となった。社会教育機関も対象。

ただし、許諾は不要だが補償金の支払いは必要になる。「授業目的公衆送信補償金等管理協会(SARTRAS)」が発足し、児童生徒一人あたりの金額(1年間で小学校 120 円・中学校 180 円・高校 420 円など)×人数分を、学校の設置者(公立学校なら教育委員会)が、SARTRAS にまとめて支払う。集められた補償金は SARTRAS を通して権利者に分配され、20%は共通目的事業に使われる。実際の権利者への配分をどう適正に行うかは今後の課題。

◎35 条の運用指針の策定

法 35 条(授業のための利用)について、「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」がガイドライン(執筆者注:『改正著作権法第 35 条運用指針』(2020. 12.))を策定している。

例えば、「課題としてのコンクールの出品」は、複写は法 35 条で可、オンラインでの出品も可となっている。ただし、コンクール主催者が一般に配信することは難しいのではないか。「絵本一冊のオンライン読みきかせ」は、授業者が、授業の目的上必要性があると認めれば可能と考えられる。

◎まとめ(著作権の考え方)

- ・許可が必要か不要かを考えるのが基本。

◎今後どう変わっていくか?

- ・この間の改正は、利用の円滑化に向かっていた。同時に、権利者に補償を還元することもセットで考えられた。
- ・今後は民間との共同や、民間の取り組みを後押しする方向になるのではないかと思う。
- ・権利者情報データベースを整備し、許諾を得やすくすることや、一元的な窓口組織をつくり、許諾を得やすくすることも課題である。
- ・権利者が不明の場合には暫定的に利用できるようにしようという動きもある。

◎質疑応答

Q 施設内での撮影や録画は禁止できるか?(利用者が、デジカメやハンディコピー機で資料をコピーするなど)

A 館は著作権者ではないので、禁止権はない。注意喚起はできるが、そもそも利用者個人の私的複製はできるので、著作権からは無理。

施設管理権から、迷惑行為や展示の妨げになる行為は規制できるが、なんでも規制できるわけではない。例えば、博物館内でメモを取るな、とは言えない。シャッター音がうるさいから迷惑になるから、なら言えるが、無音で迷惑をかけないなら規制できないのではないか。ガイドライン(執筆者注:『公立図書館における複写サービスガイドライン』(H24. 7. 6. 全国公共図書館協議会))には「持参の携帯用機器などを使用して図書館資料を複製することについて、管理上の観点から制限することができる」とあるが。コンサートなどでは、規約契約で制限している。撮影や録画をしないことを入場の条件にしている。図書館では、法的禁止ではないが、強い呼びかけという程度になるのではないか。

ただし、禁止したいのか・するのかは別の問題。コンサートでは、活動の周知をねらって一部の撮影を認めるケースも増えてきている。図書館ではどう考えるか。

Q 生徒が課題を提出した後で、その利用についてどういう注意をすればよいか？

A 著作物にあたるもので、許諾を得ていないものが含まれる場合は、SNS などに上げると著作権侵害になるから注意する必要がある。これは教材として生徒に渡したのものでも同じ。拡散注意ということか。

Q 授業のための複写について、公共図書館が調査研究目的と解して提供できるか？

A 教育利用も調査研究の一部と考えられるので、できると考える。

Q 小学生の「知りたい」も「調査研究」に含まれるか？

A 含まれる。

Q 法 31 条の図書館等に学校図書館を含めることに、反対する根拠や、デメリットはあると思うか？

A 私はデメリットはないと思う。学校図書館だけを除外する理由がないと思う。31 条が適用されれば、子どもの教育や発達にとってはよりよいサービスが提供できる。

Q 絵本読み聞かせのときに、実物投影機で投影するために、一度複写することは自由にできるか？ また、終了後複写物は毎回廃棄・削除する必要があるか？

A 授業の一環であれば複写可能、非営利での投影も法 38 条で可。終了後廃棄しなくても良い。

Q 著作権が切れているものは、出版されていても自由に複写できるか？

A できる。ただし、本の「解説」の部分などは著作権が切れていない場合があるので、その点は注意が必要。

Q 病院図書館が大学図書館に複写依頼をすることができるか？（法 31 条対象でない図書館から依頼できるか？）

A 法律では、利用者を限定する決まりはない。法人等（病院図書館）も利用者になり得るのではないか。

Q 31 条の図書館の範囲について今後も動きはあるのか？

A 現在のところ、審議会では議論の予定はない。ただし、重要な問題だと考えているので、問題意識は持っていきたい。

以上

なお学習会後、講演者・報告者の許諾を得て、学習会当日の発表資料を学校図書館部会のホームページに掲載しています。興味のある方はご覧ください。

<http://www.jla.or.jp/divisions/school/tabid/199/Default.aspx>

◇◇ 昨年 11 月の第 107 回全国図書館大会山梨大会「第 16 分科会 非正規雇用職員」で、岡山市の会計年度職員についての報告が行われました。この報告は、大会記録に掲載されたものですが、大会事務局及び報告者の許可を得て掲載しています。

岡山市の学校図書館の状況について

岡山市立旭操小学校 学校司書 福田果林
岡山市立大野小学校 学校司書 武田江美子

1 会計年度任用職員制度導入前の岡山市の状況

岡山市では 1952 年に PTA 雇用の学校司書が配置され、後に市の職員として採用。子どもが学校にいる間は、学校図書館が開いており、いつでも使える。学校司書が子どもの興味や学習に合わせて本を手渡し、教師の授業づくりに関わることで、子どもが豊かに学ぶことができる。そういう環境をすべての子どもに保障するため、全校配置を進めてきた。1989 年には、正規職員と嘱託職員で市立の小・中学校全校に 1 校 1 名の学校司書配置が完了。引き続き、正規職員の拡充にも取り組んできた。

近年の学校司書配置状況は、正規職員数が 1998～2001 年に 49 人となったのをピークに減少し、2021 年度の小・中学校への学校司書配置は正規職員 23 人、再任用職員 7 人、会計年度任用職員 98 人となっている。

1 校 1 名配置の学校司書としての職務や役割は正規職員も非正規職員も同じ。専門性と経験の蓄積が必要不可欠な職として公的研修でも同様に役割を担い、共に仕事を向上させてきた。

それには安心して働き続けられる勤務労働条件が必要だと、1980 年、岡山市職員労働組合内に嘱託職員協議会を立ち上げた。以来、勤務労働条件の改善に取り組んできた。

その結果、嘱託職員制度(以下、「旧制度」)での学校司書は月給制の週 36 時間勤務。原則 1 年雇用だが、60 歳までの定年制。報酬制度は 37 年目までの嘱託職員独自の報酬表があった。一時金や通勤手当は、勤勉手当も含めて正規職員同様に支給。休暇制度も充実。嘱託職員の新規採用時には司書資格が必要で、公募で専門試験を実施していた。

2 会計年度任用職員制度の概要と問題点

会計年度任用職員制度(以下、「新制度」)への移行時に、専門試験を受けて長年働いてきた嘱託職員も継続のために公募試験が必須となった。継続希望者はすべて 2020 年度からは会計年度任用職員として勤務している。

公募試験による採用後、2 回までは所属長面談による「在職者選考」を受け、合格すれば再度任用される。現段階では 3 年経過後は、公募試験とされている。しかし、旧制度にあった定年制の保障について 2019 年の労使交渉では継続課題となっており、今後も働き続けられる制度を求めている。

報酬制度は正規職員の初任給を基準にして、6年目までの昇給を明確にした独自給料表（1年目171600円～6年目188800円）となった。6年目までの月額報酬は旧制度より大幅に改善された。一方、2年以上経験のある元嘱託職員は1年目に位置付けられ減額になる。それを避けるため2020年3月31日時点の報酬との差額を6年間現給保障することになった。

一時金は期末手当のみ正規職員と同率に支給される。元嘱託職員にとっては勤勉手当が削減されたが、報酬と同様に6年間は現給保障する。

通勤手当は、従来から正規職員同様に支給されており、変更はない。新たに地域手当が支給され、改善となった。休暇制度は、6年間は経過措置として旧制度のままである。

時間外勤務手当は制度としてはあるが、勤務条件書に「時間外の勤務はありません」と明記されるなど、実際に超過勤務していても申請しにくい実態がある。

勤務時間は、週36時間勤務で旧制度と変わらないが、これは司書職に限って3年間の経過措置として設定された。今後、経過措置終了後に勤務時間が短縮されるおそれがある。

新規採用の方法は、公募で司書資格が必要だが、書類選考と面接のみとなっている。旧制度にあった専門試験等は実施していない。司書として働き続けるためには専門試験が必要と考える。

新制度移行の問題の一つ目は、司書の職務内容に基づいて任用の見直しがされず、非正規とされたことだ。専門性や経験の蓄積を必要とし、フルタイムの業務があることから、本来は司書職の正規職員が担うべきと考えている。

二つ目は「会計年度任用」が厳格にされ、継続雇用の保障がないことだ。

三つ目は独自の問題だが、新制度の勤務労働条件が旧制度の水準に達していない。経過措置はあるが制度では勤勉手当が削減され、報酬表は6号までになった。勤勉手当の制度化等の改善が必要である。

3 会計年度任用職員制度に移行して危惧するところ

制度移行により、今まで働いてきた職員の生活設計が崩れ、働きにくくなることで、今後の学校図書館業務が縮小されかねないと懸念している。

旧制度では60歳定年制があり、先を見通して職務経験を積み重ね、専門性を向上させていくことや人生設計が可能だった。それがなくなり将来への不安が増大している。

2020年6月に会計年度任用職員の学校司書98人に実施したアンケートから自由記述部分をまとめた。定年制がないことによる雇用不安の記述が45.8%、中には転職を考えたという声もある。実際、移行時に自ら離職した職員もいる。今後、展望がない状況が続くことで経験を積んだ元嘱託職員の離職が増えるのではないかと危惧している。

勤務時間の問題を上げた人は43.1%で「時間内に業務が終わらない、サービス残業している」という声や、逆に勤務時間を厳格に守るよう言われ、「会議などに出なくていいと制限された」という問題が起きている。学校司書として今まで当たり前になっていた図書館業務ができず、働きにくさを感じる人が出てきた。

この働きにくさが学校司書職そのものの形骸化につながりかねない。「会計年度だからここまででよい」と新制度の範囲内に職務が縮小され、学校司書の仕事そのものが後退してしまうことを危惧している。現在、学校司書は正規職員より会計年度任用職員の方が圧倒的に多い。岡山市が学校司書の職務を勤務時間や労働条件の差で整理しないように注視し、学校図書館の役割、取組を発信したい。学校司書本来の職務が果たせる勤務労働条件が必要である。

組合の交渉でも、司書職は「本来は正規職員が望ましい」と確認している。フルタイムで継続雇用が必要な職だということを司書集団として大切に仕事していきたい。

4 これからも取り組み続けること

すべての子どもの豊かな学びと育ちのために、学校図書館に今何が求められているかを、その都度仲間と考え実践し発信してきた。今は学習指導要領が改訂され、主体的・対話的で深い学びが重視されている。また、インターネットを介したトラブル・事件が頻発している。多くの情報を扱う学校図書館として、子どもたちが情報を見極め、活用する力を養うことが求められている。この役割を果たすには、実践と合わせて、フルタイムで継続雇用の学校司書配置の必要性を広く伝えていくことが重要と考えている。

新制度導入前（2018年9月15日）に、「子どもたちの豊かな育ちと学校図書館」という市民フォーラムを開催し、新聞記者と教師と学校司書によるシンポジウムを行った。その中で、教師と学校司書が協働して授業をつくり、子どもが考えを広げ、深めていく学習の様子が報告された。学校司書が専門性を発揮して学校図書館を機能させ教師と連携することで、子どもが情報を自分のこととして考えていけると、市民の方々と共有できた。同時期に取り組んだ学校図書館の充実（学校司書の継続的な配置等）の市民署名 23690 筆も学校司書の重要性を知らせる大きな力となった。

最近では、コロナ禍の子どもたちを本の力で応援したいと「この本、読んでみん？」というブックリストを発行し、子どもたちや市民に届けている。

今後も学校司書集団として正規・非正規職員が一緒に取り組むことが大切だ。学校で教師と連携して、学校図書館で深い学びを実現できる調べ学習や情報リテラシー教育等をより進めていく。図書館だよりやホームページを工夫して、より多くの市民に学校司書の仕事を伝えていくことが必要と考えている。

労働組合では、学校図書館が果たすべき役割を実現するために職員の声聞き、労働条件の改善を求めていく。学校図書館現場の仕事・公的研修と学校図書館の充実運動（労働組合運動や市民協働）、どちらも大切にして学校図書館の充実を目指していきたい。

◇◇ 昨年12月18日、学校図書館問題研究会長野支部で高橋恵美子（部会長）が講演を行いました。この報告は、長野支部の支部報「しなのがくと」に掲載するためにまとめられた内容ですが、部会報掲載のために長野支部で編集してくださいました。報告の掲載は、長野支部の許可を得ています。

講演「マンガと学校図書館」 報告（講師 高橋恵美子氏）

学校図書館問題研究会長野支部 12月例会

2021年12月18日（土）13:30-16:30

オンライン 参加者 31人

記録：中村(典)、米山、篠原

学校図書館問題研究会長野支部では、12月例会に講演「マンガと学校図書館」をオンラインで開催しました。講師は、学図研神奈川支部のメンバーで、日本図書館協会学校図書館部会長の高橋恵美子さんをお願いしました。県外の方、非会員の方、久しぶりの方も含め、多くの方々の参加がありました。

1. 講演の内容

1.1 ここで対象とするマンガとは

出版流通で雑誌扱いされているコミック。（「日本の歴史」「世界の歴史」等のいわゆる学習マンガや、学校図書館では定番となっている手塚治虫の作品、『はだしのゲン』『あさきゆめみし』などは除く。また、公共図書館で入れられているコミックエッセイも除く。）

1.2 なぜマンガを扱うか

「楽しみ」が大切。楽しい、面白いと思うことが学びや読書で重要だと考えるから。学びの原動力、そして読書の世界を広げる。ユネスコ学校図書館宣言にも「楽しみ」という言葉が出てくる。AASL（アメリカ・スクール・ライブラリアン協会。ALAの一組織）の「21世紀の学習者のための基準」（2007）にも、「読むことは、学びや個人の成長や楽しみの基礎となるスキルである」とある。

個人的な経験を通して、マンガは大事な表現手段だと考える。『『最もSFらしいSF』は、その半分は、日本ではマンガの形式で書かれている』（中島梓『道化師と神 SF論序説』）という言葉に触れて実感した。また、宮崎県の田舎に住んでいた子どもの頃、母親の買い物の際に一緒に町に出て貸本屋に行き、マンガを読んだ。

1.3 マンガをめぐる状況

コミック（紙＋電子）の出版販売金額が過去最大。マンガの海外進出。マンガが多数TVドラマ・映画の原作になっていることもある。出版分野の文化が大きく変わっている。この状況を見て、図書館がマンガは扱わないというのは、ありえないと感じる。読書の考え方、図書館の在り方も大きく変わらないといけないのではないか。

1.4 学校図書館のマンガ導入

学校図書館のマンガ導入のきっかけは、『はだしのゲン』ではないか。高校では、『アドルフに告ぐ』『マンガ日本経済入門』が出たとき、先生から入れてほしいといわれて入れた。

1995年の全国SLAの調査では、学校図書館にマンガ置いている小学校が91.9%となっている。ただし、これは学習マンガだと考えられる。実態はつかみにくい。小学校図書館では、マンガの活字化作品（ノベライズ）をいれる傾向がみられる。長野支部報の11月号の特集「図書館とマンガ」を見せていただいたが、マンガをいれることは難しい状況だととらえた。

全国SLAの図書選定基準では、1988年からマンガの基準が加わった。造本や用紙がしっかりしていないものは対象としない、完結されていないストーリーまんがは完結後に評価する、など。この基準は、SLAの選定図書を選ぶための基準で、学校図書館でマンガを選ぶための基準ではないが、神奈川で積極的にマンガを入れようとしたとき、これでは「マンガを入れない基準のようだ」という声も聞かれた。今年の総合展で公共図書館のマンガの分科会があったが、その中でこのSLAの基準の影響が大きいように感じた。

岡山市の小中学校では、司書自身が検討し作成したマンガ選択基準がある。岡山市は作品として評価する姿勢。比較的司書がきちんと配置されている学校では、マンガが入っている傾向があるようだ。大阪の豊中市、箕面市の図書館の見学に行った際、小学校にマンガが入っているということで一緒に行った人が驚いていた。

岐阜県高校図書館のアンケート（2019）で、利用の多いマンガは、「これも学習マンガだ！」のサイトに掲載されている

(<https://gakushumanga.jp/news/hslibrary/>)。

1.5 学校図書館のマンガ導入—神奈川県立高校の取り組み

神奈川県では教職員組合でマンガに取り組むようになった。1989年、「教研ニュース」で「漫画のヨミ方」をまとめている。また、県立学校の研修で、川崎市の中学校の教諭が図書館にマンガ部屋を作った実践を聞き、学校図書館にマンガをいれることは大事だ、と確信した。この先生は、10歳年上のマンガを読めない世代だが、生徒指導の際、マンガを持っていた生徒とコミュニケーションができるようになったことがきっかけで、マンガは大事だと分かり、2～3000冊のマンガを集めた部屋をつくったということだった。

1991年、学図研神奈川支部で「学校図書館 de 予約します!! 決定版」（予約はマンガとは切り離せない）作成、その後も学図研でマンガの分科会を担当したりした。また、1997年～2000年には、笠川昭治さんとともに「朝日中学生ウィークリー」にマンガの紹介記事を書いた。

1.6 アメリカの学校図書館と日本のマンガ

全国SLAがアメリカの学校図書館を訪問した書籍（『シカゴ・ボストン・ニューヨークに見る探究学習を支える学校図書館』2009）に、どの学校にもマンガがあること、多くの学校が学校図書館の入り口付近など見つけやすいところに置いてあること、comicやanimationではなく「MANGA」と表示されてところが多くあることなどが報告されている。日本のマンガは、アメリカでは特別扱い。アメリカで日本のマンガが受け入れられていることが、この本を読むと分かる。

ALA（アメリカ図書館協会）の図書館向け出版物には、日本のマンガが紹介されている。『GRAPHIC NOVELS BEYOND THE BASICS: Insights and Issues for Libraries』（2009）では、2章が日本のマンガ、9章が日本のアニメにあてられている。『GRAPHIC NOVELS IN YOUR SCHOOL LIBRARY』（2011）に

は、PLUTO(浦澤直樹)が紹介されている。『The Readers' Advisory Guide to Graphic Novels、Second Edition』(2017)には、『はだしのゲン』『放浪息子』『劇画ヒットラー』『光とともに…』『ブッダ』など。『The Library's Guide to Graphic Novels』(2020)は大学図書館向けの本。第7章に日本のマンガが扱われている。『DEATH NOTE(デスノート)』は日本語学習用としても。また、『弟の夫』『さびしすぎてレズ風俗に行きましたレポ』『きのう何食べた?』のラインナップは、日本のマンガの中でも、LGBTを扱う内容が高く評価されていることが分かる。

また、YALSA (Young Adult Library Service Association 米国ヤングアダルト図書館サービス協会。ALAの一組織)の「Great Graphic Novels for Teens Top Ten」(YALSAが選ぶティーンのためのグラフィックノベルトップテン)を見ても、毎年日本の作品が選ばれており、ALAが日本のマンガと向きあっていることが分かる。

『GRAPHIC NOVELS IN YOUR SCHOOL LIBRARY』(前出)は、8章と9章にマンガを使った授業プランが掲載されている。8章は、コミックの作りかたについて。低学年向けだと、『スノーマン』(レイモンド・ブリッグス)や『アライバル』(ショーン・タン)がテキストとして取り入れられている。9章は、マンガに書かれている内容を使ってディスカッションする。歴史、ジェンダー、ヒーローなどを題材としている。

国際バカロレア認定校の学校図書館では、「生徒が楽しんで読む小説、漫画、グラフィックノベルなども置く」(出典：学校図書館2019.6 p54)と記述されており、図書館資料としてきちんと扱っているのが分かる。

アメリカの学校図書館では、ティーンフレンドリーな図書館づくりを重視していることが読みとれる。

1.7 図書館資料としてのマンガ

公共図書館で所蔵の多いマンガは、エッセイマンガが主流。日本でマンガが図書館資料にならない理由はいくつか挙げることができる。しかし、マンガの収集・提供に消極的なのは、図書館員が最大の理由ではないかとも推測される。また、JLAや学校図書館部会等が、マンガを入れようと発信できないのも大きな要因だと考えられる。

1.8 マンガを入れるために

子どもの読書の意義から考える。読むことは、本とは限らない。映像から入る、映像を読む、これはある種の学び。ゲームの力も大きい。マンガを読むことも当然、読書でしょ!といたい。

読書バリアフリーの観点からも、マンガは必要。神奈川県のある教諭は、マンガを入れたがっていた。理由は、外国のルーツの子どもたちにとって、フリガナがついている本は子ども向けの装丁が多く手に取りにくい。マンガであれば、ルビ付きで読んでくれるんじゃないか、ということだった。

【マンガを入れる方策のための資料】

- マンガ導入実際編、学図研神奈川支部 出典：『がくと』VOL.7、1991、p33.
- マンガを段階的に入れる 出典：『第103回全国図書館大会東京大会記録』 p68-69.
- マンガを段階的に入れる際のブックリスト：授業で活用できるマンガ・部活関連のマンガ・神奈川が舞台のマンガ(ご当地マンガ)・学校生活を描くマンガ・その他(笠川昭治さんのリストあり)

※ 医療や福祉を扱ったマンガは、学校によってはキチントいれていく。ご当地マンガもいい。新聞記事に、富山県のある中学校では、マンガに登場する学校に近い場所、聖地巡りのマンガを入れているとあった。

2. 質疑応答

高校司書	アメリカの学校図書館でのマンガの扱いについて、お墨付きがあることの強さを感じた。日本でお墨付きの役割をしているのは、「これも学習マンガだ！」以外にあるか？
高橋	ないと思う。
元小学校司書教諭	リストに入っているマンガや紹介されたマンガは、中高生向けのようだ。小学生向けのおすすめはあるか？
高橋	私には難しい質問。『よつばと！』はキッズがでてくるので、小学生向けという気もする。
司会	逆に、小学校はこういうのが入っているなどの発言があれば嬉しい。
小学校司書	勤務先では、『光とともに』『火の鳥』『はだしのゲン』。英語を学ぶために、『ドラえもん』や『サザエさん』など英語版を買っている学校あり。小学校は年齢の幅が広いので、入れたときに、どのように配架しどのように読ませるか先生達と綿密にルールを決めないといけない。それで入れるのが難しいと思っています。今の小学生が面白いというのは、テレビより YouTube。マンガにも興味がなさそう。漫画に対する意識が変わっているのか、購買層を知りたい。
高橋	一般的な答えにはならないが、私が現職（農業高校）のときはマンガを読めない生徒がいた。紙+電子で過去最大の出版額になっている。学校図書館が電子メディアも入れていくというスタンスに立たなければいけない文化になっている気がする。GIGA スクール構想で小学生が一台端末を持ち帰ることになったときに、電子で出合うことはどんどん増えてくるだろう。
高校司書	高校でも最近生徒マンガも読まないねという話をした記憶がある。子ども達はどういうメディアに関心があるのか注目をしていかななくてはならないと思う。
元小学校司書教諭	障害を理解するマンガ『光とともに』『どんぐりの家』、『ドラえもん』や『サザエさん』のようなストーリーを楽しむマンガ。長野市立図書館にはマンガはない。手塚治虫コーナーはあるが、マンガのリクエストの受け付けはない。県立長野図書館に電子書籍を導入する話がでていますが、マンガは入っているのかどうなのか。
高校司書	生徒の動向をみていると、コミックは電子書籍で読む傾向がみられる。昔のように生徒間でマンガの貸し借りがされていない。電子書籍でしか出さない本もある。生徒達は読んでいないのではなく媒体が違うような気がする。マンガを少しずつ入れるようになったら、「BL のマンガを入れてほしい」と言ってきた。「家におけないようなマンガは学校にもおけないよ」と言った。18 禁のようなものもある。司書が自主的に規制をかけてしまうところもある。今年は『ポブラディア』買ったならもうほとんどお金がない。神奈川はどんな感じ？
高橋	神奈川でも、マンガを積極的に入れる人と入れない人がいる。ネットワークが整備されているので、「新刊本のライトノベルを貸してくれ」などのやりとりがある。ニーズがあるなら自分の学校で入れるのが筋だが、実際に貸している学校がある。選ぶマンガは、悩む。私が学校司書だった時代より「これなら大丈夫」の範囲は広がってきたかもしれない。
公共図書館司書	県が市町村立と連携して電子書籍選書基準をつくらうというところ。コミックどうなっていくのかな？ということがあって、今日の話聞いてなかなか

	<p>大変だと思った。コミックは電子媒体と相性が良い。これから公共図書館とマンガの関係性が変わってくるのではないかと。</p> <p>公共図書館では、『鬼滅の刃』のマンガは、『ドラえもん』に負けている。今、韓国ドラマが流行っているが、紙としては出版されていない。紙のコミックの提供は今後どうしていくかが課題。</p> <p>語学学習に日本のマンガの英語版という話が出たが、今の多国籍多文化の状況では、日本のマンガの英語版を読むのではなくて、アメリカのマンガを読んだらどうでしょうかという時代もきているようだ。</p>
高橋	<p>マンガをいれない運営は、図書館の未来はないんじゃないか。図書館の未来を考えていく方向になっていく必要がある。岡山市や大阪府の豊中市、箕面市の学校司書に直接リサーチするのもいい。</p>
公共図書館館長	<p>伊藤潤二は中津川出身なのでアメリカで評価されていて嬉しい。マンガという言葉で、ひとくくりしている日本が問題だと感じる。グラフィックノベルや絵本との関係を細かく丁寧に見ていく必要があるのかなと思った。デジタルによって、表現の仕方が変わっていくので、内容的なものや受け取る力も変わってくるんじゃないか。物理的なものが問題になっている。巻数がたくさんだったり、壊れやすいので、電子書籍が入ってほしいと思う。海外のもので日本で紹介されているものを知りたい。</p>
元小学校司書	<p>以前大阪の箕面市の小学校に勤務していた。手塚治虫など、国語の教科書に掲載されている本や参考資料となるものは、学校図書館に置けたらいいよね、という話がでた。公共図書館にはたくさんのマンガがあり、学校図書館との物流もできているため、子どもたちは予約ができる。ただし、マンガの予約はできないルールのある学校もあった。「726」以外はマンガではないということで、コミックエッセイを取り寄せる子どもたちも。それなら、蔵書に加えよう、という学校も。</p> <p>デジタル化が進んでいくなかで、図書館の役割とかどんな形で本（マンガも含めて）が残っていくのか、興味を持ちながら聞かせてもらった。</p>
高橋	<p>2019年「10代に読んでほしい海外マンガブックガイド」には日本のマンガに影響されたバンド・デシネがのっている。</p> <p>読書を取り巻く文化、出版の状況が大きく変わっている。図書館をめぐる状況はきびしいものであるので、図書館生き残りの視点から考えても、公共図書館も含め、図書館という考え方が変わらなくてはならないんじゃないか。</p>

附) お知らせ

- 高橋さんの講演資料(3点)は、google drive にアップされています。右のQRコードからアクセスできます。

また、「学校図書館とマンガ：図書館員の専門性に関する一考察」(『法政大学資格課程年報』Vo.9、2020)は、法政大学学術機関リポジトリからダウンロードして読むことができます。

- 当日の質疑応答は、米山美保さんが丁寧に記録してくださいました。上記と同じ google drive にアップされていますのでご覧ください。



◇◇ 昨年 12 月 18 日、学校図書館問題研究会長野支部で高橋恵美子（部会長）が講演を行った際の付属資料です。このリストの作成は、笠川昭治（部会幹事）が担当しました。

学校図書館に入りたいマンガ・話題のマンガ

マンガについて、授業に役立つマンガ、部活動関連のマンガ、ご当地マンガも含めてリストアップします。冊数が多めになりますが、必要に応じて絞ってご利用下さい。

◎授業に役立つマンガ(定番以外で)

- ・『キングダム』 原泰久作 集英社(ヤングジャンプコミックス)
紀元前 245 年から始まる中国「春秋戦国時代」の物語。中華統一はどのように達成されたか。
- ・『宇宙兄弟』 小山宙哉作 講談社 (モーニング KC)
宇宙に魅せられた少年・六太と日々人の兄弟が、宇宙飛行士を目指す。
- ・『はたらく細胞』 清水茜作 講談社(シリウスコミックス)
人の体に侵入した細菌をどう排除するのか。体内の細胞たちの働きを擬人化して描く。
- ・『コウノドリ』 鈴ノ木ユウ作 講談社(モーニング KC)
本校の養護教諭のリクエスト。産科の現場で働く医師たちの葛藤を通して命について考える。
- ・『ヴィンランド・サガ』 幸村誠作 講談社 (アフタヌーン KC)
11 世紀初頭の北ヨーロッパ及びその周辺を舞台に繰り広げられるヴァイキングたちの生き様を描いた歴史マンガ。
- ・『健康で文化的な最低限度の生活』 柏木ハルコ作 小学館 (ビッグコミックス)
新人ケースワーカー・義経えみるの目を通して生活保護のリアルな現状を描く。
- ・『ゴールデンカムイ』 野田サトル作 集英社 (ヤングジャンプコミックス)
明治末期の北海道を舞台とした近海をめぐるサバイバルバトル。野生動物の生態やアイヌの民俗文化についても学ぶことができる。
- ・『チ。 地球の運動について』 魚豊作 小学館 (ビッグコミックスピリッツ)
15 世紀前半。天動説が信じられていた世界で、地動説に魅入られた人々の命をかけた研究の物語。
- ・『マグメル深海水族館』 梶下聖海作 新潮社 (バンチコミックス)
品川駅から「しんかい線」に乗って 20 分、海の底の水族館を舞台にさまざまな深海生物たちと出会う。
- ・『逃げ上手の若君』 松井優征作 集英社 (ジャンプコミックス)
鎌倉幕府を次期執権として継ぐはずだった少年・時行を描く歴史漫画。鎌倉時代末期から室町時代の様子を知ることができる。
- ・『Dr. STONE』 稲垣理一郎作 Boichi 画 集英社 (ジャンプコミックス)
ある日世界中の人間が石化してしまった世界で、約 3700 年後に目覚めた 2 人の高校生が、科学の力で新しい世界を作っていく。
- ・『ほしとんで』 本田作 KADOKAWA (ジーンLINEコミックス)
個性際立つ人が多い芸術学部に入學した、どこにでもいそうな感じの流星くんは、作ったこともない「俳句ゼミ」に振り分けられ、俳句に取り組むことに…。坂本先生の俳句の授業が面白いです。

◎部活動関連のマンガ

- ・『ちはやふる』 末次由紀作 講談社 (Be LOVE KC LOVE KC)
競技かるた部。
- ・『ハイキュー!!』 古舘春一作 集英社 (ジャンプコミックス)
バレーボール部。
- ・『DAYS』 安田剛士作 講談社 (少年マガジン KC)
サッカー部。
- ・『ブルーピリオド』 山口つばさ作 講談社 (アフタヌーン KC)
美術部、芸大受験。
- ・『ナナマル サンバツ』 杉基イクラ作 KADOKAWA (角川コミックス・エース)
競技クイズ部。
- ・『ゆるキャン△』 あfろ作 芳文社 (KRコミックス)
野外活動サークル。

◎神奈川が舞台のマンガ

- ・『海街 diary』 吉田秋生作 小学館 (フラワーコミックス)
古都・鎌倉を舞台に4姉妹の日常を描く。

◎学校生活を描くマンガ

- ・『古見さんは、コミュ症です。』 オダトモヒト作 小学館 (少年サンデーコミックス)
コミュニケーションがとても苦手な古見さんが、ひよんなことから友だちになった只野くんと、「友だち100人」を目指す。(いや、只野くんがいるから99人!)

◎学校図書館に入れたいそれ以外のおすすめマンガ

- ・『怪獣8号』 松本直也作 集英社 (ジャンプコミックス)
怪獣発生率が世界屈指の国・日本。討伐された怪獣を処理する怪獣専門清掃業で働く日比野カフカは、夢だった防衛隊員を目指すのが、あることから身体が怪獣化してしまい…。
- ・『ワールドトリガー』 葦原大介作 集英社 (ジャンプコミックス)
異次元からの侵略者「近界民 (ネイバー)」と戦う組織・ボーダーに所属する三雲修は、謎の転校生・空閑遊真と出会い、運命が動き出す。
- ・『ミステリと言う勿れ』 田村由美作 小学館 (フラワーコミックスα)
何にでも興味を持ち、思ったことはなんでも語る久能整くんが、しゃべりながら事件の核心をついて行く不思議なマンガ。
- ・『葬送のフリーレン』 山田鐘人作 アベツカサ画 小学館 (少年サンデーコミックス)
魔王を倒した勇者一行の「その後」を描いたマンガ。魔法使いフリーレンはエルフのため寿命が長く、次々に死んでゆく仲間たちをもっと知ろうと旅に出る。
- ・『かぐや様は告らせたい 天才たちの恋愛頭脳戦』 赤坂アカ作 集英社 (ヤングジャンプコミックス)
家柄も人柄も良い秀才が集う秀知院学園の生徒会長・白銀御行と副生徒会長・四宮かぐらは、互いに惹かれ合いながらもプライドが高いため自分からは告白ができない。世にも面倒くさい「いかに相手に告白させるか」頭脳戦バトル。

YouTube はじめました ーみちねこラジオ

木下 通子（埼玉県立浦和第一女子高校）

コロナ禍でオンラインイベントが花盛りになりました。

あまりパソコンが得意でない私も、ZOOM を利用してオン

ライン講座に参加するようになり、その便利さに驚愕！直接、

会ってお話をする感じとはちょっと違うけれど、移動の時間もとられないから気軽に参加できる。

オンラインを活用すれば、遠くの人でも、小さいお子さんを育てている方でも、非正規で参加費を払うのが大変な方でも気軽に参加できるのではと考え、11月の図書館総合展では友人たちに助けられながら、〈新書点検読書〉〈Google 勉強会〉〈学校司書の推し本〉の3つの講座を主催しました。おかげさまでどの講座も盛況で、もっといろいろ体験したいとメッセージをいただきました。そこで、講座をコンスタントに開くのは大変だけれど、ちょっとした本や図書館についてのおしゃべりをお届けしようと思って始めたのが、YouTube のみちねこラジオです。

もともと YouTube を見る習慣がなく、YouTube をどうやって始めるのかも手探りでしたが、昨年12月にオンラインで行われた「図書館と県民のつどい・埼玉」の紹介をしたいという一心で、つどいにあわせてチャンネルを開設し、12月10日（金）に「勝手に応援！図書館と県民のつどい2021 前夜祭」というタイトルで第一回の配信を行いました。

その後、みちねこラジオは月一回配信していこうと考えて、1月は元書店員、出版社勤務で現名古屋市立志段味図書館館長の藤坂康司さんをゲストに「新春対談・読者に本を手渡すということ」を配信、2月25日にブックジャーナリストでPOP王の内田剛さんをゲストに「全国の学校司書の推し本2021を深堀するぞ！」を配信しました。3月は3月18日（金）21:00~22:00に、ビブリオバトル普及委員でライターの粕谷亮美さんをゲストに、ビブリオバトルの魅力について、本づくりや読書イベントを主催することについてお話を伺います。みちねこラジオのゲストは、学校図書館関係者の方より、いままで学校図書館関係者があまり出会わなかったジャンルの方に登場していただき、その方のお仕事や人となりを話していただこうと思っています。

みちねこラジオは、金曜日の夜21:00~配信します。勉強とか研修という感じではなくて、夜にまったりと、おもしろそうと思ってもらえる番組を目指しています。おしゃべりを聞いている間に眠ってしまってもOK。聞き逃し配信ができるからいつでも聞いていただけます。本をめぐるいろいろな業界の方にゲストで来ていただくことで、その業界の方に図書館の魅力を感じてもらい、かつ、私たち司書も自分たちと違うフィールドの方とつながっていかれたらと思います。始めたばかりでどれくらい続けられるかわかりませんが、気負わず、私自分がおもしろがって番組を作っていくつもりです。[みちねこラジオ - YouTube](#)のチャンネル登録よろしくお祈いします！

もう一つ、今年私が始めたのは社会教育士の資格取得です。社会教育士は、「学び」を社会に仕掛け、豊かな地域づくりへの展開を支援する専門職で、学校と地域を結ぶことも大きな仕事です。私は子ども食堂など、子どもの居場所に本を置くプロジェクトを立ち上げたいと考えていて、そのために社会教育士についてきちんと知りたと思いました。今回、社会教育主事講習を受講し、社会教育の歴史や生涯学習について学ぶことで、より一層、図書館が「学び」を支えなくてはと考えるようになりました。社会教育士の資格はあと二科目履修して、今年の夏に取得できる予定です。晴れて社会教育士と名乗れるようになったら、埼玉県内で本と人をつなぐ活動をしていきたいと思っています。



部会からのお知らせ

NEW ◎部会総会についてのお知らせ

2022年度部会総会は、通常の会議開催か、昨年のように書面決議で行うか、まだ決まっていません。図書館雑誌5月号に掲載又は同封される各部会総会の「お知らせ」でご案内いたしますので、必ずご覧下さいますようお願いいたします。なお、会議開催日または書面決議の締切日は、6月4日頃を予定しています。

また、総会へのご質問・ご意見・ご提案などがある方は、4月25日までに、巻頭記載の部会連絡先宛に、文書（メール可）でお送りください。

なお、当日午前中の学習会等の企画は、今年はありません。

NEW ◎この部会報に、2022年度第50回夏季研究集会開催要項を同封しています

今年度も、会場参加とWeb参加の併用方式で開催予定です。詳しくは同封の要項をご覧ください。

もし要項が同封されていない場合は、恐れ入りますが、巻頭記載の部会連絡先までお知らせ下さい。皆様のご参加をお待ちしております。

◎今後の次号部会報発行予定《情報・原稿募集…各地の情報・実践記録・研究会集会等イベント開催情報 等々お知らせ下さい》

次号70号は2022年6～7月頃、71号は2022年11～12月頃発行の予定です。

部会員の皆様からの情報や原稿も募集しております。実践の情報や各種研究会の参加記、各地の状況など、皆様からの情報や原稿をどうぞお寄せ下さい。図書館関係の研究会・集会等の開催情報は、日時やテーマ等要点をまとめて掲載します。

〆切は発行予定時期の約1ヶ月前が目安になります。詳しくは部会までお問い合わせ下さい。

◎学図部会メーリングリストへのご参加のお誘い

部会員相互の連絡や、皆様からの意見を部会運営に生かすために、メーリングリストを開設しています。参加ご希望の方は、本紙巻頭の部会連絡先または部会アドレス (gakutobukai@jla.or.jp) 宛にご連絡下さい。参加にあたっては、(1) 氏名(本名) (2) 日本図書館協会の会員番号(図書館雑誌の宛名ラベルに記載されています) (3) 所属(な

い方は不要) (4) メールアドレス をお知らせ下さい。※メーリングリストへの参加は部会員に限らせていただいております。協会を退会された方や部会を移動された方など、部会員でなくなった場合には、ご連絡下さい。部会員でないことが確認された場合、配信を終了させていただきます。

◎異動・変更等について

人事異動、転居、改姓等された方は協会事務局へご一報下さい。ただし、メーリングリストに登録したメールアドレスの変更は、部会代表アドレス宛にお知らせ下さい。メーリングリスト参加者が協会を退会や所属部会を変更された場合、協会事務局に加えて、部会にもお知らせ下さい。

◎部会ホームページをご覧ください

学校図書館部会ではホームページを開設しています。日本図書館協会のホームページから開くことができます。最近の部会報や幹事会の記録などはここに掲載しています。どうぞご参照下さい。→ <http://www.jla.or.jp/school/index.html>

◎幹事会はどなたでもご参加いただけます/皆様からのご意見・ご提案をお待ちしています

学校図書館部会は役員が幹事会を開いて様々なことを話し合い、運営しています。幹事会には、部会員であればどなたでもご参加頂けます。開催日時・場所等は部会連絡先にお問い合わせ下さい。また、遠方の会員の方など、会議への直接の参加が難しい方は、ご意見・ご要望などをお寄せ下さい。部会報への投稿もお待ちしています。役員一同、部会員の意見を反映した部会運営に努めたいと思っています。よろしくお願いたします。